

「鳳翔記光碑」について

整理番号 浦和一四	題額 記光碑 鳳翔記光碑	題額揮毫 飯沼一省	碑記撰文 有元九五郎	碑記揮毫 服部誠一
--------------	--------------------	--------------	---------------	--------------

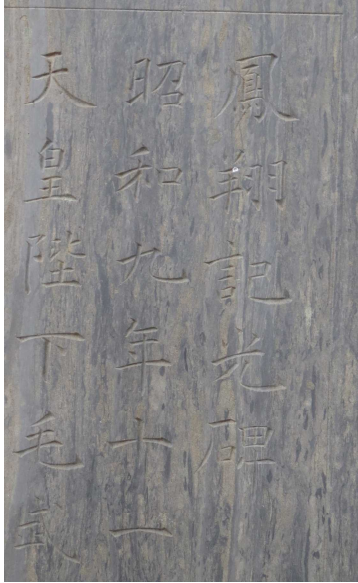
鐫刻 五月女石材店	撰文建碑年 一九三五・昭和一〇	住所 桜区下大久保	場所 埼玉大学	備考 和文
--------------	--------------------	--------------	------------	----------

一. はじめに

昭和九年十一月、昭和天皇は、陸軍特別大演習を閲兵した。その後の観閲式に埼玉県師範学校（以下「埼玉師範」）と埼玉県女子師範学校（以下「埼玉女師」）の生徒が参加した。また、閲兵からの帰還途上、天皇は埼玉県庁を訪問、埼玉師範・埼玉女師や附属小学校を含む、児童生徒らの学業作品等が天覧に浴した。これらのことを光栄だとして作られたのが本石碑。碑題の「鳳翔」とは、鳳翔閣のことで、埼玉県師範学校の旧校舎。転じて埼玉県師範学校の雅号として用いられる。「記光」は、栄光を記録する意であろう。

○写真1 石碑正面

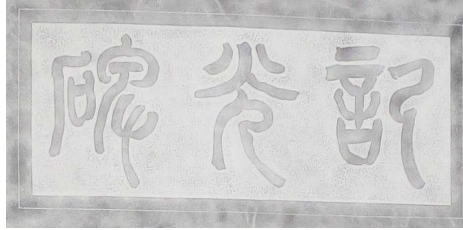




○写真5 「碑記」部分



○写真3 篆題



○写真4 篆題拓本



○写真2 正面拓本

二、翻刻並に訳注

■翻刻

(正面)

◎題額 (篆書体)

記光碑

◎碑記

鳳翔記光碑

前埼玉縣知事正五位勲四等飯沼一省題額

昭和九年十一月畏クモ

天皇陛下毛武ノ野ニ武ヲ閱シ給フ是ノ日十七日高崎市乘附練兵場ニ於テ毛武常信越ノ男女生徒青年四萬人ニ親閱ヲ賜ヒ翌十八日本縣ニ行幸アリ神祇ヲ崇クシ民治ヲ察シ名教ヲ厲マシ給フ官民歡喜シテ奉迎ノ誠ヲ效ス此ノ間本校職員生徒兒童或ハ受閱ノ隊ニ伍シ或ハ奉迎ノ列ニ加ハリ或ハ拜謁ノ榮ヲ荷ヒ或ハ成績品ヲ叡覽ニ奉供スルコトヲ得タリ行幸ニ先タツ二日特ニ侍從ヲ本校ニ遣ハシ教育學習ノ實績諸般施設ノ情況ヲ視察セシメ給フ□天恩優渥恐懼措ク能ハス是レヨリ先十月二十五日本校教練查閱ノ事アルヤ近衛師團長朝香宮鳩彦王殿下ノ台臨アリ此ノ日秋霖瀟瀟衣帽ヲ霑スヲモ意トシ給ハス終始臨監アラセラレ特ニ嘉獎ノ辭ヲ賜ハル學校感激ス

惟フニ本校ハ古ク鳳翔閣ト名ツケラレ寵眷ヲ蒙ル事久シ而シテ客秋斯ノ□皇澤ニ浴シ使命弥重キヲ加フ仍テ其ノ梗槩ヲ錄シ後昆ニ傳ヘ益奮勵努力以テ□聖旨ニ副ヒ奉ランコトヲ冀フト云爾

昭和十年十一月十六日

埼玉縣師範學校長正五位勲四等有元久五郎撰

埼玉縣師範學校教諭

服部誠一書

(背面)

五月女石材店

茂呂仁三郎

會田治郎吉

■ 訳注

● 本文（文字は旧字体に統一、一行ごとに改行）
鳳翔記光記

前埼玉縣知事正五位勲四等飯沼一省題額

昭和九年十一月、畏クモ天皇陛下、毛武ノ野ニ武ヲ閲シ給フ。

是ノ日十七日、高崎市乗附練兵場ニ於テ、毛武常信越ノ男女生徒青年四萬人ニ、親閲ヲ賜ヒ、翌十八日、本縣ニ行幸アリ。

神祇ヲ崇クシ、民治ヲ察シ、名教ヲ厲マシ給フ。

官民歡喜シテ奉迎ノ誠ヲ效ス。

此ノ間、本校職員生徒兒童、或ハ受閲ノ隊ニ伍シ、或ハ奉迎ノ列ニ加ハリ、或ハ拜謁ノ榮ヲ荷ヒ、或ハ成績品ヲ叡覽ニ奉供スルコトヲ得タリ。

行幸ニ先ダツ二日、特ニ侍従ヲ本校ニ遣ハシ、教育學習ノ實績、諸般施設ノ情況ヲ視察セシメ給フ。

天恩優渥、恐懼措ク能ハズ。

是レヨリ先、十月二十五日、本校教練査閲ノ事アルヤ、近衛師團長朝香宮鳩彦王殿下ノ台臨アリ。

此ノ日、秋霖瀟瀟、衣帽ヲ霑スヲモ、意トシ給ハズ、終始臨監アラセラレ、特ニ嘉獎ノ辭ヲ賜ハル。

舉校感激ス。

惟フニ、本校ハ、古ク鳳翔閣ト名ツケラレ、寵眷ヲ蒙ル事久シ。

而シテ客秋斯ノ皇澤ニ浴シ、使命彌重キヲ加フ。

仍テ其ノ梗槩ヲ録シ、後昆ニ傳ヘ、益奮勵努力以テ聖旨ニ副

ヒ奉ランコトヲ冀フト云爾。

昭和十年十一月十六日

埼玉縣師範學校長正五位勲四等 有元久五郎撰

埼玉縣師範學校教諭 服部誠一書

● 人物

○ 飯沼一省 明治二五（一八九二）年から昭和五七（一九八二）年。会津若松市生まれ。父は会津松平家家令飯沼関彌。大正六（一九一七）年に東京帝国大学を卒業。以後内務官僚の道を歩み、昭和九（一九三四）年七月一〇日に第三一代埼玉県知事に就任。陸軍特別大演習の通達は、同年二月二七日に廣瀬久忠前知事に下っており、県として準備に着手していたが、新任知事は、大演習の準備と実行に忙殺されることとなった。無事大演習を終え、翌一〇（一九三五）年五月には知事の任を離れた。「鳳翔記光碑」の建立は、同年一月で、知事は齋藤樹であったが、実際に大演習に対応した飯沼が題額を委ねられたのである。

○ 昭和天皇 名は裕仁、幼名は迪宮。明治三四（一九〇一）年から昭和六四（一九八九）年。在位は、同元（一九二六）年から。大正天皇の第一子。大正元（一九一二）立太子、同（一九二二）から摂政。大演習の同九年は、満三三歳であった。

○ 永積寅彦 埼玉師範等へ差し遣わされた侍従。明治三五（一九〇二）生。陸軍大将

大迫尚道の三男。昭和天皇のご学友として学習院や東宮御学問所をともした。天皇即位後は、昭和五二（一九七七）年に退職するまで、一貫して侍従として仕えた。著に『昭和天皇と私…八十年間お側に仕えて』（学習研究社、一九九二）がある。

○朝香宮鳩彦王 明治二〇（一八八七）年から昭和五六（一九八一）年。久邇宮朝彦の八男。明治三九（一九〇六）年、朝香宮の称号を受け、宮家を創設。大正三（一九一四）年、陸軍大学校を卒業。昭和一四（一九三九）年に陸軍大将。宮將軍として、日本各地で視察巡察を行っていた。

○有元 久五郎 明治八（一八七五）年から昭和三八（一九六三）年。岡山県出身。

岡山県師範学校を卒業して教員生活に入り、明治三六（一九〇三）年四月に埼玉師範学校物理化学科教諭兼訓導として赴任。同三八（一九〇五）年一月までつとめた。以後和歌山県立師範学校校長等を歴任し、昭和七（一九三二）年、今度は学校長として埼玉師範に赴任した。

○服部 誠一 号は北蓮。明治三二（一八九九）年から昭和六一（一九八六）年。現杉戸町生まれ。大正一〇（一九二一）年、埼玉師範本科一部を卒業。教員生活に入り、昭和五（一九三〇）年に埼玉師範に赴任。新制埼玉大学教育学部となった同二四（一九四九）年から退官の同四〇（一九六五）年まで教授。埼玉大学大久保キャンパスの三人の学校長胸像解説文や浦和東和銀行前の「埼玉県師範学校埼玉県医學校発祥之地」碑文も服部の手になる。

○五月女石材店、茂呂仁三郎、會田治郎吉 いずれも不詳。

●語注

○畏クモ 口にするのも恐れ多いことに。おそれおおくも。

○毛武 上野と武蔵。今の群馬県と埼玉県。演習が行われたのは群馬県であるが、ここでは埼玉県も併称している。

○乗附練兵場 明治一七（一八八四）年の歩兵連隊制により、歩兵第十五連隊が高崎城跡に設置され、高崎市街西部にあたる乗附一帯が演習場として活用され、乗附練兵場と呼ばれた。

○毛武常信越 両毛（群馬県、栃木県）、武蔵（埼玉県）、常陸（茨城県）、信濃（長野県）、越後（新潟県）。

○親聞 天子が親しく兵馬等を閲覧すること。

○神祇 天の神と地の神。天神地祇。「尚書」湯誥に「竝告無辜于上下神祇（竝びに無辜を上下の神祇に告ぐ）」とある。

○民治 人民の治まること、民を治める政治。「礼記」樂記に「仁以愛之、義以正之、如此則民治行矣（仁以て之を愛し、義以て之を正す、此の如くなれば則ち民治行はる）」とある。

○名教 名分に関する教え。道德上の教え。人倫の教え。なお、埼玉県庁において、飯沼知事が天皇に捧呈した上表文「」に「神祇ヲ尊クシ民情ヲ察シ名教ヲ勵マシ」とある。この三点をならべるのは常套句なのであろう。

○奉迎 身分の高い人や君主をお迎えする。

○效 効に同じ。力をつくす。

○受関ノ隊ニ伍シ 受関は関兵を受ける。伍は、隊列。隊伍で、同列に列ぶ。

- 叡覽ニ奉供ス 叡覽は天子の閲覽。奉供は、捧げ供える。
- 侍従 このとき埼玉師範・女師に派遣されたのは、侍従の永積寅彦。後述。
- 天恩 天子の恩恵、聖恩。
- 優渥 雨水が十分にあるさま。(ほうびや待遇が) 手厚いさま。なお、飯沼知事の上表文⁽¹⁾に「皇恩優渥黎民ヲ潤シタマヒ」とある。
- 措ク能ハス くしてやまない。
- 教練 戦前の学校で施行した軍事教育の学科。
- 査閲 調べ見る。検査、察看。
- 台臨 台は、尊称。
- 秋霖 秋の長雨。
- 瀟瀟 雨風の激しい様。
- 意トシ 気にかける、心配する。
- 臨監 その場で監察する。
- 嘉獎 ほめて奨励する。
- 學校 学校あげて。
- 寵眷 かわいがる、御気に入る。寵顧。「国史略」欽明天皇に「帝……輒以爲近侍、寵眷日渥、賞賚甚夥(帝……輒ち以て近侍となし、寵眷日に渥く、賞賚甚だ夥し)」とある。
- 客秋 一回前の秋。
- 後昆 子孫、後世。「尚書」仲虺之誥に「王懋昭大德、建中于民、以義制事、以禮制心、垂裕後昆(王 懋めて大徳を 昭らかにし、中を民に建て、義を以て事を制し、禮を以て心を制し、裕を後昆に垂れよ)」とある。
- 聖旨 天子の意向、命令。
- 副フ かなう、適合する。

● 口語訳 (章立てと小見出しは訳者が便宜的につけた)

鳳翔記光記

前の埼玉縣知事正五位勲四等飯沼一省による題額。

【陸軍大演習と青少年の閲覽】

昭和九年一月、恐れ多くも、天皇陛下にあらせられては、群馬県埼玉県の野において、陸軍の大演習を視察され、皇軍を閲兵された。この閲兵が行われた後の一七日、高崎市乗附練兵場において、群馬・栃木・埼玉・茨城・長野・新潟六県の男女生徒青年四万人に対し、親しく閲覧することの榮譽を給い、さらに翌一八日に、本県へ行幸された。

【埼玉県への行幸】

氷川神社において神々をあがめられ、本県の民を治める政治を視察なさり、さらに人倫・道徳上の教え、教育を励まされた。

官民ともに歓喜して陛下をお迎え奉るまごころをつくしたのであった。

【埼玉師範・女子師範の榮譽】

この間、本校の職員生徒児童は、あるものは閲覧を受ける隊列に並び、あるものは陛下をお迎えたてまつる列に加わり、あるものは親しく拝謁する榮譽を受け、あるものは自ら制作した成績品を閲覧していただくために捧げ供えることができた。

【侍従の差遣】

行幸に先立つ二日前の一六日には、特段の恩恵により侍従を本校に差し遣わし、教育学習の実情成績、もろもろの施設の状況などを視察させられたのであった。天子の恩恵の厚さに、恐れかしこまってもやまない次第である。

【朝香宮の台臨】

さらにこれに先立つ一〇月二五日、本校の軍事教練を査閲することになり、恐れ多くも近衛師団長朝香宮鳩彦王殿下の台臨をいただいた。

この日は、秋雨が激しく降りしきる悪天候であったが、衣服や制帽が濡れそぼつこともお気になさることはなく、終始直接臨場して監督を続けられ、さらに特別におほめの言葉を賜った。学校あげて感激した次第である。

【埼玉師範と鳳翔閣】

思うに、本校は、明治一一年には天子の行在所となる榮譽を受け、鳳翔閣と名づけられ、以後天子からの特別の恩寵を被ることが久しかった（天皇からの期待が高いものであった）。

【埼玉師範の使命】

そして、昨年の秋に至って、右記に述べたようなさまざまな天子の恩沢をいただくことになり、教育に携わるといふ我が校の使命はいよいよ重いものであることを更に自覚するに至った。

【建碑の目的】

そこで、この間の経緯や事象について概略を記録し、後世に伝え、後の者達が、ますます使命に向かって奮励努力し、教育を重要視するという天子の御心にかないたてまつるものとなることを、心より願ってやまないのである。

【署名】

昭和十年十一月十六日

埼玉県師範学校校長、正五位勲四等、有元久五郎、文を撰す。

埼玉県師範学校教諭、服部誠一、書す。

三、解説

(一) 埼玉師範と天皇・皇室

本石碑は、埼玉師範が天皇や皇族と深い関わりを持っていることを誇り、広く訴えることを意図して作成されたものだが、直接には昭和九年の陸軍大演習に関連しての関わりを述べている。次にその関わりについて概略を確認しておく（詳細は、後掲の拙論を参照されたい）。

① 陸軍大演習

大演習そのものは、陸軍兵士による軍事演習であり、天皇は大元帥としてそれを統監した。しかし兵士以外の若者や庶民達も様々な形でこのイベントに参加した。それらを通して、国民が天皇に接し、天皇を崇拜する精神を涵養することが目的であったと言える。

本石碑では、「本校職員生徒児童」の関わり方として「受閲ノ隊ニ伍シ」「奉迎ノ列ニ加ハリ」「拜閲ノ榮ヲ担ヒ」「成績品ヲ勸覧ニ奉供ス」の四点をあげている。

「受閲」

大演習は十一月十一日から十三日までで、十七日の午後、乗附練兵場において「男女青

年代表諸団体御親閲」が行われた。全参加者は四万人を超え、広大な練兵場に整列した。

これに埼玉師範生九十五名と埼玉女師生四十名が参加し、天皇の親閲を受けると共に、はるかに遠くに天皇の英姿を拝するという栄光を受けた。ことに、御親閲の際に女子生徒達が合唱した奉迎歌「菊の香の妙なるこの日」の歌詞は、何百もの応募の中から、埼玉女師生徒の作品が当選したものであった。

「奉迎」

天皇は、十八日に大宮氷川神社に参拝したのち、浦和へ向かった。その二十五分間程度の道中において、埼玉県民が沿道を埋め尽くして奉迎した。埼玉師範関係では、埼玉師範生二七八名、同附属小学校児童四六七名、埼玉女師生二六九名、同附属小学校児童二四三名が参加した。おそらく大演習参加以外の全校生徒児童であろう。目の前を車で通り過ぎる姿を拝し、まるで神仏や恋人を思うような感想文が残されている。

「拝閲」

天皇に直接面会する拝謁は、十一月十八日午前十一時半から十二時までの間、埼玉県庁において行われた。一人で拝謁する単独拝謁と、あらかじめ並んでおき天皇の入場とともに一斉に拝礼する列立拝謁があり、埼玉師範関係者では、有元久五郎埼玉師範校長・辻助次郎女子師範校長ら九名が列立拝謁に加わった(2)。

「成績品観覧」

県内の児童生徒、また教員たちが作成した様々な成績品について、予選をへて一〇一八点が観覧の対象として選ばれた。埼玉師範関係では、附属小学校から五点、埼玉師範・女子師範から九点、教員が一点、それぞれ出品した。成績品の他に、県下物産と献上品も天覧の対象であり、展示は三室に分かれてなされていた。天皇は一時間に満たない時間でこの三室を廻った。有元校長は「萩原教諭の蒐集になれる本県秩父産化石には特に長時間御目を留めさせられ」(埼玉師範生徒会誌「鳳翔」三八号)と書き、埼玉師範の作品が天皇の興味を引いたようだと言及している。

②侍従差遣と宮様の台覧

本石碑は、大演習に先立って天皇の侍従が埼玉師範と女子師範に差し遣わされたこと、十月二十五日に埼玉師範での軍事教練に朝香宮の台覧があったことも名譽なことだとする。そのあらましも確認しておく。

「侍従差遣」

天皇行幸の際、本人ではなく侍従などが勅使として、いわば天皇の代理として派遣され、視察することも行われた。昭和九年の行幸においては、埼玉県内では合計二十箇所が差遣の対象となった。埼玉師範へは、浦和行幸に先立つ十一月十六日に、永積寅彦侍従が訪れている。

まず埼玉師範に、午前十時十五分到着、奉迎の式典、ついで校長による学校説明、校内十箇所を巡覧し授業参観、送迎の式典、これらを三十分の間に行っている。次に十時五十分には埼玉女師生に到着し、埼玉師範と同じメニューをやはり三十分でこなして師範学校をあとにした。永積侍従はこのあとも川口鋳物工場や南埼玉郡潮止村などを回っており、視察した内容はおそらく侍従の頭には何一つ残らなかったであろう。

ただ、この侍従差遣も天皇奉迎などと同様、迎える側である学校等において、視察していただいたという恩恵栄光を感じるのが目的だった。小野教諭が記した「差遣の記録」には「この日は御勅使が御成になる光栄の日である」「すばらしいお言葉に感激して光栄を

永久に伝えるものである」等の語句が散見する。

「朝香宮台覧」

当時朝香宮は近衛師団長でもあった。そのため、各地で軍事教練の參觀をしている。

十月二十五日当日は、朝からあいにくの大雨であったが、ぬかるみの中、予定通り軍事教練が行われた。飯沼知事等の県高官や、各学校に配されていた配属将校などが見学に訪れる中、八時五十五分に宮が到着。配属将校による軍事講話や成績品の台覧などを見学しながら、午前中で三回に分けて教練が行われた。昼食後宮は帰還したが、随従の森少将から、宮は「天気は悪かったが一同皆元気でよくやった」と述べたと伝えられている。ここでも侍従差遣と同様、教練を宮に台覧いただいたことを名誉なこと、光栄あることだとする生徒達の言葉が残されている。

③明治十一年の行幸と鳳翔閣

碑文の「本校ハ、古ク鳳翔閣ト名ツケラレ、寵眷ヲ蒙ル事久シ」とあるのは、明治十一年の行幸の際、新築の師範学校校舎を行在所として提供したことを指す。埼玉師範が、天皇に関わった、天皇から恩恵を受けたという「光栄」は、この鳳翔閣から始まったというのである。

(二) 建碑の経緯と背景

①経緯

本石碑建立の目的について、「鳳翔」第三八号は、「本年度（稿者注…昭和九年度）に於ける本校数々の光栄を永久に記念するために本校玄関側に記念碑を建てることに決定した」とある。碑文本文で見てきたように、大演習にちなむ天皇との様々な関わり、侍従差遣、宮の台覧、さらには明治十一年の行在所提供、これらを本校における光栄と捉え、それを永遠化するために石碑を作ったのである。

石碑作成にあたったのは有元校長を中心とする埼玉師範であるが、その資金を提供したのは、埼玉師範同窓会、埼玉師範父兄会、附属小保護者会等であり、そこから埼玉師範に寄贈する、という形を取った物と思われる。

②背景

建碑の経緯は右に尽きるが、もう少し背景を推測してみる。

「創立六十周年記念祝賀会」と記念誌「光栄の六十年」

鳳翔記光碑建立に先立つ昭和八年六月、埼玉師範は創立六十周年記念祝賀会を挙行了した。県知事や文部大臣（代理）の祝辞を皮切りに、記念式典・祝賀運動会・園遊会など三日間にわたって行われた大イベントであった。会期中、県内公立小中学校の児童生徒の作品展示なども行われ、学内に留まらない、埼玉県全体を巻き込む事業であった。これらは、埼玉師範の歴史と功績を派手にアピールしようとしたものだったと言える。

そしてこの時、埼玉師範を紹介宣伝する小冊子「創立祝賀 光栄の六十年」が作成されている。口絵に三条実美公揮毫の「鳳翔閣」の書と御真影の写真を掲げ、本文は本校の歴史を記しつつ「明治天皇の御駐輦」や天皇や皇族が埼玉師範を訪れたことを列挙する「光栄の数々」などからなる。

つまり創立六十周年を記念する事業は、天皇から特別の榮譽を賜った存在としての埼玉師範を強調するものであった。「鳳翔記光碑」の建立も、この文脈の上にあるといってい

有元校長と鳳翔閣

六十周年記念事業を推進したのは、昭和七年に校長となった有元久五郎であった。実は彼は、明治三十八年に起きた、埼玉師範最大の不祥事である学校紛擾事件のただ中にある人物であった。

学校紛擾事件とは、明治二十年頃から始まるもので、生徒と学校側とが対立し、時には同盟休校や生徒の処分に至る中等学校に頻発した事件である。

この時は、先ず生徒が寮監の教諭に「日露戦争開戦記念日を休校にしたい」と申し入れる。校長がこれを拒否すると生徒側は、伊藤校長は専制的で不親切であるとして、その転任を木下県知事に願い出る。知事が拒否すると、生徒達は「文部当局に陳情」するため、として一斉に「同盟休校」に入る。怒った知事は校長に命じて生徒達を無期停学処分とする。かくて混乱は埼玉県の政界に及び、吉田県会議長は文部省に赴いて、校長と知事に不適切な点があると訴えるに至る。督学官が派遣され、調査の結果、中心的な生徒六名が退学処分、校長は依願免職、木下知事も左遷となった。

この大事件の発端である生徒の要求を受けたのが、赴任三年目の若き有元教諭であった。彼は荒れ狂う渦中のただ中にいたわけである。

埼玉師範はその後、新たに赴任した小島政吉校長のもと、再建の道を行くが、その復活事業の一つが「行在所記念之碑」建立である。³⁰。「天皇の行幸を賜ったという光栄」をもう一度呼び戻そうという意図がある事業であった。

学校長としてふたたび埼玉師範に戻ってきた有元は、天皇との関わりを強調しながら、埼玉師範の光栄をアピールする創立六十周年事業を次々と実施してゆく。そして新たな光栄である昭和の大演習・行幸への参加を直接の契機として、埼玉師範の光栄を記録するものとして「鳳翔記光碑」を作ったのではないか。

四. 主な参考資料

① 翻刻

・なし。

② 論文など

・薄井俊二「天皇の巡幸を契機とする埼玉県師範学校に関わる石碑について（その二）―「鳳翔記光碑」『埼玉大学紀要（教育学部）』（七二巻二号、二〇二二）。

● 注

- (1) 埼玉縣『昭和九年陸軍特別大演習並地方行幸埼玉縣記録』（一九三六）
- (2) なお官立浦和高校関係者では、校長が「単独拝謁」のトップにおり、その他四名の教授が「単独拝謁」、十一名の教授が「列立拝謁」であった。
- (3) 拙稿「天皇の行幸を契機とする埼玉県師範学校に関わり石碑について（その一）―「行在所記念之碑」と鳳翔閣―」『埼玉大学紀要（教育学部）』七二巻二号、二〇二二）。

以上

二〇二三年五月 薄井俊二訳す
二〇二四年一月 薄井俊二補足